

マンダラゲの会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、マンダラゲの会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を 〒871-0012 大分県中津市宮夫 14-1 川島整形外科病院内におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は大江医家史料館の薬草園の復元と応援を継続することにより、大江医家の果たした功績の顕彰を行うと同時に、中津の蘭学史に足跡を残した多くのパイオニア達の功績と精神を顕彰し「蘭学の里・城下町中津」の発展に寄与することを目的とし、活動を行うものとする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 薬草園の定期的な手入れ。
- 2) 講師を招いての定期的な勉強会
- 3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は次の2種とする。

- 1) 通常会員 本会の目的に賛同し会費年額1,000円(一口)以上を納入する個人
- 2) 賛助会員 本会の目的に賛同し会費年額5,000円(一口)以上を納入する団体又は個人

(入会)

第6条 会員になろうとするものは所定の入会申込書に当該年度の会費を添えて本会事務所に申し込むものとする。

第7条 第7条の会員の資格取得は会費納入日より始まる。

(会員の権利・義務)

第8条 会員には次の権利がある。

- 1) 本会の事業に優先的に参加することができる。
- 2) 中津の文化・蘭学関連の情報を入手できる。

(資格喪失)

第9条 会員は次の事由によってその資格を失う。

- 1) 退会
- 2) 2年以上会費を滞納した時
- 3) 死亡・失踪宣告または会員である団体の解散
- 4) 著しく本会に不利益を与えた場合

(退会)

第10条 本会を退会しようとする者は退会届を事務所に提出せねばならない。

(納入会費)

第11条 既納会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 役員・世話人

(役員)

第12条 本会に次の役員をおく。

- 1) 世話人(うち会長1名、副会長2名)

- 2) 会計・監事
- 3) 常任幹事（世話人に含まれる）
- 4) 特別名誉顧問
- 5) 顧問

（任期）

第 13 条 役員・世話人の任期は四年とする。

（付則）

第 14 条 この会則は、平成 17 年 9 月 3 日より施行する。

平成 17 年 11 月 16 日

この規約の内容に相違ないことを証明します。

大分県中津市宮夫 14-1
マンダラゲの会
会長 川 崙 眞人